

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の通知を7月中旬に郵送します

令和元年度の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が決定しましたので、通知を7月中旬に郵送します。通知書に納付書が同封されていた場合は、納期限までに忘れずに納めてください。

問い合わせは、医療保険課保険税係（☎内線274・275）へ。

国民健康保険税 納税通知書



緑色の封筒で送ります

国民健康保険（国保）税は国保の運営を支える貴重な財源です。国保に加入している人が、病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの費用は、皆さんに納めていただく国保税と、国・県などからの負担金、市からの繰入金などで賄われています。

●国保税の税率

令和元年度国保税の税率と課税限度額は下の表のとおりです。税率は、平成30年度と変更はありません。

●納税義務者は世帯主

世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者である世帯主宛に送付します。納期限までの納付にご協力ください。※社会保険などに加入した後、国保の離脱手続きを済ませていない場合は、その人の分も含めて国保税が計算されています。速やかに離脱手続きを行ってください。

●納付方法はいろいろ

国保税の納付は、口座振替にできます。また、コンビニ

エンスストアやインターネットでも納付できますので、都合の良い納付方法をご利用ください。

令和元年度国保税の税率と限度額

| | 医療分 | 支援分 | 介護分 | 算出方法 |
|-----|----------|----------|----------|--------------------|
| 所得割 | 5.8% | 2.2% | 1.9% | 加入者全員の前年の所得額をもとに算出 |
| 均等割 | 21,000円 | 7,600円 | 9,000円 | 加入者1人当たりの額×加入者数 |
| 平等割 | 15,000円 | 6,600円 | 4,900円 | 1世帯当たりの額 |
| 限度額 | 610,000円 | 190,000円 | 160,000円 | 1世帯にかかる課税限度額（最高額） |



後期高齢者医療保険料 額決定通知書

●普通徴収の人（保険料が年金から差し引きされない人）

7月中旬に保険料額決定通知書を郵送します。



水色の封筒で送ります

●特別徴収の人（保険料が年金から差し引きされる人）



はがきで送ります

7月下旬に特別徴収額の決定通知書を郵送します。

●保険料率

保険料率と限度額は次の表のとおりです。平成30年度と変更はありません。

ただし、保険料の軽減措置が変更になります。変更内容のリーフレットが、7月中旬に各被保険者世帯へ送付されますので、ご確認ください。

令和元年度 後期高齢者医療制度の 保険料率と限度額

| | |
|----------|----------|
| 所得割 | 8.6% |
| 均等割 | 43,600円 |
| 限度額（最高額） | 620,000円 |

●納付は便利な口座振替で

口座振替（自動払込）は、納め忘れの心配や、納期ごとに納めに行く必要がなくなるなど、便利で確実な納付方法です。

手続きは、通帳、届け出印、納入通知書を持参して、金融機関で行ってください。

また、納付を特別徴収から口座振替に変更する場合は、金融機関で手続きを済ませたうえで「口座振替依頼書」の本人控えを持って、市役所1階の医療保険課または新里・黒保根支所市民生活課にお越しください。

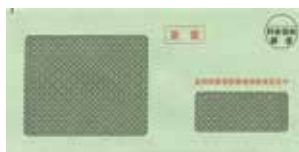
後期高齢者医療被保険者証

国保高齢受給者証などを7月中旬に郵送します

後期高齢者医療被保険者証と国保の高齢受給者証の有効期限は、7月31日です。引き続き対象となる人には、新しいものを郵送しますので、8月以降は新しいものをお使いください。

問い合わせは、後期高齢者医療被保険者証については医療保険課医療助成係（☎内線257・272）、国保の高齢受給者証については医療保険課国保係（☎内線258）へ。

後期高齢者医療被保険者証



薄緑色の封筒で送ります

●限度額適用・標準負担額減額認定証

現在有効の「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人で、令和元年度も引き続き住民税非課税世帯とな

る人には、後期高齢者医療被保険者の封筒に新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」を同封して郵送します。

国保高齢受給者証



薄黄色の封筒で送ります

国保に加入している70歳から74歳までの人には、新しい

高齢受給者証を7月中旬に郵送します。

保険医療機関などで受診するときは、被保険者証と高齢受給者証を一緒に提示してください。

なお、今回郵送する受給者証の有効期限は、令和2年7月31日です。ただし、令和元年8月1日から令和2年7月31日までに75歳を迎える人の期限は、誕生日の前日です。

3割負担で申請が必要な人

後期高齢者医療被保険者証または国保の高齢受給者証の負担割合が3割負担の人で、前年の収入が一定の基準より少ない場合は、申請することで、2割負担または1割負担に変更できます。

該当する人には、「基準収入額適用申請書」を同封しますので提示された期間内に申請してください。

母子・父子家庭福祉医療費受給者証の更新



桃色の封筒で送ります

更新には、母または父本人がお越しく下さい

母子・父子家庭の「福祉医療費受給者証」の有効期限は、7月31日です。引き続き医療費の助成を受けるには更新の手続きが必要です。対象者には、更新の案内を7月上旬に郵送します。

更新の際には、全員の福祉医療費受給者証、全員の医療保険の被保険者証、印などを持参して、母または父本人がお越しく下さい。詳しくは更新の案内でご確認ください。

○更新期間

7月10日（水）～23日（火）※土、日、祝日を除く

○受付時間

午前8時30分～午後5時15分

※医療助成係は期間中のみ午後6時30分まで

○場所

市役所1階の医療保険課または新里・黒保根支所市民生活課

問い合わせは、医療保険課医療助成係（☎内線260・272）へ。

低所得者・子育て世帯向け

プレミアム付商品券を発行

10月に予定されている消費税・地方消費税引き上げの影響を緩和し、地域の消費喚起を目的に、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券を発行します。

問い合わせは、産業政策課 商業金融係(☎内線563)へ。

入引換券の交付申請をしてください。※申請後、要件の審査があります。②に該当する人には、9月下旬頃、購入引換券を送付します。

購入可能額①2万5000円分(2万円で購入)②2万5000円分(2万円で購入)×該当する子どもの数 ※額面5000円×10枚綴り(販売額4000円)が1セット、5回まで分割購入可能

使用期間①10月1日(火)～令和2年3月31日(火) ②購入後購入引換券を持参し、所定の販売場所で購入してください。※販売場所は決定後にお知らせします。

次のいずれかに該当する人

- ①令和元年度の住民税非課税者※住民税課税者の扶養者と生活保護受給者などを除く。
- ②平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯主

①に該当する可能性のある人には7月下旬頃に通知を送付しますので、購入を希望する人は同封の申請用紙にて購

▼商品券の取扱店を募集
本事業実施に伴い、商品

券が使える取扱店を募集します。

取扱店の条件①市内に店舗、事業所などを有する事業者※要件あり

申し込み①取扱店登録申請書を、直接市役所3階の産業政策課(☎内線563)へ。郵送、ファクシミリ、Eメール(〒376・8501 桐生市役所、ファクシミリ 401283、sangyo@city.kiryu.lg.jp)でも受け付けます。申請用紙は産業政策課のほか、市ホームページにあります。

受付期間①7月16日(火)～9月2日(月)※その後も随時受け付けます。

商品券の換金①所定の換金取扱金融機関などで手続きをしてください。※換金取扱金融機関、換金期間は決定後にお知らせします。

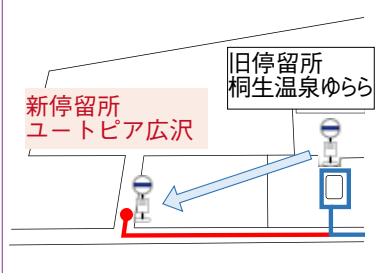
8月1日から おりひめバス停留所 「ユートピア広沢」を新設

「桐生温泉湯らら」の閉館に伴い、おりひめバスの停留所を下図のとおり介護施設の入口付近へ移動し、新設する停留所の名称を「ユートピア広沢」とします。当停留所の発着時刻は、広沢線・境野線ともに「桐生温泉湯らら」の現時刻表から1分遅く到着し、1分早く出発します。なお、ダイヤ調整に伴い、広沢線下り7・8便、上り7便を下表のとおり変更します。

また、既存の停留所「湯らら入口」の名称を「施設入口」に変更します。

問い合わせは、広域連携推進室広域連携推進担当(☎内線387)へ。

<新設停留所>



<広沢線変更後時刻表>

| 上り | | | |
|----|---------|---------|-------|
| | ユートピア広沢 | 新桐生駅着 | 桐生駅北口 |
| 7便 | 15:10 | 15:36 | 16:00 |
| 下り | | | |
| | 新桐生駅発 | ユートピア広沢 | |
| 7便 | 14:30 | 14:56 | |
| 8便 | 15:05 | 15:31 | |

企業向け 省エネセミナー

省エネ対策や、小規模企業者省エネルギー設備導入補助金などについて説明します。

期日=7月24日(水)
時間=午後1時30分～4時30分※受け付けは午後1時から

場所=桐生商工会議所305号室(錦町三丁目)
申し込み=直接または電話で、一般社団法人ぐんま資源エネルギー循環推進協会(新里町野、☎74-5974)へ。

問い合わせは、同協会または環境課環境都市推進係(☎内線454・575)へ。

小規模企業者 省エネルギー 設備導入補助金

環境先進都市を目指した取り組みとして、従業員が概ね20人以下の小規模企業者(商業またはサービス業が主たる事業の場合は5人以下)が省エネルギー設備を導入する際に費用の一部を補助します。なお、導入前にぐんま資源エネルギー循環協会(☎74-5974)へ必ず相談ください。

対象設備=空調、LED照明器具など
補助額=対象経費(設備・機器本体、部材購入、取り付け工事の消費税を含む費用)の3分の1で上限20万円
募集数=10件程度(先着順)
申し込み=8月1日(木)から、直接市役所2階の環境課へ。申請用紙は、環境課、市ホームページにあります。

問い合わせは、環境課環境都市推進係(☎内線454・575)へ。